砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて

蔵関第 1095 号 昭和40年10月1日 改正 蔵関第 235 号 平成12年3月31日 改正 蔵関第 791 号 平成12年9月28日 改正 財関第 1027 号 平成 15 年 9 月 30 日 改正 財関第719号 平成19年5月31日 改正 財関第 1207 号 平成19年9月20日 改正 財関第 1360 号 平成 27 年 12 月 21 日 改正 財関第178号 平成30年2月15日 改正 財関第 1694 号 平成30年12月21日 改正 財関第125号 平成 31 年 1 月 31 日

標記のことについて、別添のとおり農林水産省政策統括官から通知があったので、平成28年1月1日からこれにより実施されたい。

( 30 政統第 1630 号) 平成 31 年 1 月 28 日)

別添

財務省関税局長 殿

農林水產省政策統括官

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等、輸入加

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(以下「日EU・EPA」という。)の発効に伴い、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)に基づく指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いの一部を下記のとおり変更することとしましたので、周知方よろしくお願いいたします。

記

(証明を必要とする指定糖)

1 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)(以下「法」という。)第5条第3項の規定により、関税法(昭和29年法律第61号)第70条第1項の規定に基づく証明を必要とする糖は、輸入される粗糖、高糖度原料糖、精製糖、氷砂糖、角砂糖及び特殊糖(分蜜をした砂糖で、粗糖、高糖度原料糖、精製糖、氷砂糖及び角砂糖以外のものをいう。)並びにこれらの砂糖とぶどう糖その他の砂糖以外の糖とを混合した糖のうち、香味料を加えたもの及び着色したもの以外のもの(以下「指定糖」という。)で、当該指定糖の輸入申告の時について適用される粗糖の平均輸入価格が、砂糖調整基準価格に満たないものに限られる。

ただし、次の各号の一に該当する指定糖については、関税法第70条第1項の規定に基づく証明は必要としない。

- (1) 関税定率法(明治43年法律第54号)第14条、第15条第1項、第16条第1項又は第19条の2第1項の規定によりその関税が免除されるもの(関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべき粗糖及び高糖度原料糖を含む。下記(2)において同じ。)
- (2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第112号。以下「地位協定特例法」という。)第6条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和29年法律第149号。以下「国連軍協定特例法」という。)第4条において準用する場合を含む。)の規定によりその関税が免除されるもの

(証明を必要とする異性化糖等)

2 法第11条第12項において準用する法第5条第3項の規定により、関税法第70条第1項の規定に基づく証明を必要とする糖は、異性化糖(法第2条第4項に規定する異性化糖をいう。以下同じ。)及び混合異性化糖(異性化糖と砂糖その他の異性化糖以外の糖とを混合した糖のうち、香味料を加えたもの及び着色したもの以外のものをいう。)(以下「異性化糖等」という。)で、当該異性化糖等の輸入申告の時について適用される異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価格に満たないものに限られる。ただし、次の各号の一に該当する異性化糖等については、関税法第70条第1項の規定に基づく証明は必要としない。

- (1) 関税定率法第 14 条、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項又は第 19 条の 2 第 1 項の規 定によりその関税が免除されるもの
- (2) 地位協定特例法第6条(国連軍協定特例法第4条において準用する場合を含む。) の規定によりその関税が免除されるもの
- (3) 当該異性化糖等の輸入申告の時について適用される粗糖の平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たないものであり、かつ、当該輸入申告の時について適用される異性化糖の平均供給価格が当該輸入申告の時について適用される異性化糖標準価格を超えるもの

(証明を必要とする輸入加糖調製品)

- 3 法第18条の2第8項において準用する法第5条第3項の規定により、関税法第70条 第1項の規定に基づく証明を必要とする輸入加糖調製品(法第2条第5項に規定する輸入加糖調製品をいう。以下同じ。)は、当該輸入加糖調製品の輸入申告の時について適用される加糖調製品糖の平均輸入価格が、加糖調製品糖調整基準価格に満たないものに限られる。ただし、次の各号の一に該当する輸入加糖調製品については、関税法第70条第1項の規定に基づく証明は必要としない。
  - (1) 関税定率法第 14 条、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項又は第 19 条の 2 第 1 項の規定 によりその関税が免除されるもの
  - (2) 関税定率法別表の付表第1又は付表第2の関税の率の適用を受けるもの
  - (3) 関税暫定措置法 (昭和 35 年法律第 36 号) 第8条の2第3項の規定によりその関税 の率が無税とされるもの
  - (4) 関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの
  - (5) 関税暫定措置法別表第2の関税の率の適用を受けるもの
  - (6) 地位協定特例法第6条(国連軍協定特例法第4条において準用する場合を含む。) の規定によりその関税が免除されるもの
  - (7) 環太平洋パートナーシップ協定第2章附属書2-D の日本国の関税率表についての一般的注釈4(r)又は(ddd)の規定により関税の譲許の便益の適用を受けるもの
  - (8) 当該加糖調製品の輸入申告の時について適用される粗糖の平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たないものであり、かつ、当該輸入申告の時について適用される加糖調製品糖の平均輸入価格が当該輸入申告の時について適用される加糖調製品糖標準価格を超えるもの

(証明を必要とする指定でん粉等)

- 4 法第27条第2項において準用する法第5条第3項の規定により、関税法第70条第1項の規定に基づく証明を必要とするでん粉又はでん粉原料用輸入農産物(以下「指定でん粉等」という。)は、以下のものに限られる。
  - (1) でん粉については、でん粉糖、デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法第8条の5第2項において準用する関税定率法第9条の2第1項又は関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるでん粉で、輸入申告の時に適用されるでん粉の平均輸入価格が、でん粉調整基準価格に満たないもの
  - (2) でん粉原料用輸入農産物については、コーンスターチの製造に使用するものとし

て関税暫定措置法第8条の5第2項において準用する関税定率法第9条の2第1項 の割当てを受けて輸入されるとうもろこしで、輸入申告の時に適用されるでん粉の平 均輸入価格が、でん粉調整基準価格に満たないもの

(平均輸入価格等の税関への連絡)

5 粗糖の平均輸入価格、砂糖調整基準価格、異性化糖の平均供給価格、異性化糖調整基準価格、異性化糖標準価格、加糖調製品糖の平均輸入価格、加糖調製品糖調整基準価格、加糖調製品糖標準価格、でん粉の平均輸入価格及びでん粉調整基準価格(以下「粗糖の平均輸入価格等」という。)並びにこれらの適用期間については、それぞれの価格の決定の都度、直ちに機構から直接税関(本関)に連絡されることとする。

(指定糖等に関する証明)

- 6 前記 1、前記 2、前記 3 及び前記 4 に係る指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品又は 指定でん粉等(以下「指定糖等」という。)に関する証明は、次によるものとする。
  - (1) 機構に売り渡された指定糖等の輸入申告に際しては、機構本部が発給する法第5条第3項(法第11条第12項、第18条の2第8項及び第27条第2項において準用する場合を含む。)に規定する機構の承諾に係る買入れ承諾書(指定糖については別紙様式1、異性化糖等については別紙様式2、輸入加糖調製品については別紙様式3、指定でん粉等については別紙様式4。以下「買入れ承諾書」という。)(写し)を税関に提出させること。ただし、税関において、買入れ承諾書の原本により、確認を行う必要があると判断された場合には、原本を提示させること。
  - (2) 指定糖等に係る買入れ承諾書は、当該買入れ承諾書に記載されている粗糖の平均輸入価格等の適用期間内に輸入申告が行われる場合に限り有効であるので留意すること。

(輸入申告の数量が買入れ承諾書記載数量を超える場合等の取扱い)

- 7 輸入検査の結果、輸入申告の数量が買入れ承諾書の数量を超えると認められる場合(輸入加糖調製品にあっては、関税の課税標準額が買入れ承諾書の関税の課税標準となるべき価格を超えると認められる場合を含む。)及び買入れ承諾書の適用欄に「EU」と記載されたものを添付して輸入申告された輸入加糖調製品(関税暫定措置法別表第一第1806.20号の二の(一)のBに掲げるもの、同表第2101.11号の一に掲げるもの、同表第2106.10号の二の(一)のBに掲げるもの及び同表第2106.90号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のⅢの(I)に掲げるもののうち小売用の容器入りにしたもの(容器ともの一個の重量が五○○グラム以下のものに限る。)に限る。)について、日EU・EPAの規定により関税の譲許の便益が適用されない場合には、買入れ承諾書(原本)の補正を受けさせた上、輸入を許可することとなるが、この場合の取扱いは次によるものとする。
  - (1) 輸入許可を保留し、別紙様式5の連絡票に税関に提出された買入れ承諾書(写し)を添付して、機構本部宛て適宜の方法により送付すること。
  - (2) 輸入申告者から買入れ承諾書(写し)の再提出があった場合は、機構本部の買入れ承諾数量(輸入加糖調製品にあっては、関税の課税標準となるべき価格を含む。)の補正を確認の上輸入を許可すること。また、上記の日EU・EPAの規定により関税の譲許の便益が適用されない輸入加糖調製品にあっては、買入れ承諾書の適用欄の

「EU」が「一」に補正されていることを確認の上輸入を許可すること。 (関税の払戻し又は徴収が行われた場合の機構への通知)

- 8 法第5条第1項、第11条第2項又は第18条の2の規定により機構に売り渡された粗糖及び高糖度原料糖以外の指定糖、異性化糖等又は輸入加糖調製品については、当該指定糖について、関税定率法第19条第1項の規定によりその関税の払戻しが行われたとき及び同法第13条第1項又は第19条第1項の規定によりその関税が軽減され、又は免除される場合であって、同法第13条第7項又は第19条第4項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかとなったとき並びに当該異性化糖等及び当該輸入加糖調製品について、関税定率法第19条第1項の規定によりその関税が軽減され、又は免除される場合であって、同条第4項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかとなったときは、当該指定糖、異性化糖等又は輸入加糖調製品に係る機構の買入契約が解除されることとなっており(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令(昭和40年政令第282号)第4条、第17条及び第24条の3)、機構においてその事実を確認する必要があるので、税関においては次により処理するものとする。
  - (1) 指定糖について関税の払戻しを行った場合には、別紙様式6の指定糖に係る関税の払戻し通知書を作成し、その都度これを機構本部宛て送付すること。
  - (2) 指定糖、異性化糖等又は輸入加糖調製品について、関税の徴収が行われることとなった場合には、納税告知書を発給する際に、別紙様式7の指定糖等に係る関税の徴収原因発生通知書を作成し、その都度、これを機構本部宛て送付すること。

(通関時又は通関後に疑義が生じた場合の対応)

9 通関時又は通関後に関税法第70条第1項の規定に基づく証明に係る手続に疑義が生じた場合、税関と機構が協議の上処理することとする。

名 称

#### 指定糖売渡し及び買戻し申込書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿通知者

輸入申告者 氏名(名称)

申込者 住所 名称

役職・氏名

(印)

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、下記により指定糖を売渡し、かつ、買戻したく、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び指定糖売買要 領を了知のうえ所定の書類を添えて申し込みます。なお、本承諾書交付後に、承諾書の内容が輸入許可等の内容と異なった場合は、売渡し及び買戻しの契約の変更 が必要となることについて了知します。

記

平均輸入価格	平均輸入価格の適用期間	輸入申告をする税関名 (支署又は出張所)	輸入申告年月日	輸入申告番号	保税地域 (コード)	売買差額合計
円	月 日から 月 日まで		平成 年 月 日			円

	種類 統計品目番号 売買数量 (輸入申告数量		売買数量	売渡価額		買戻価額		売買差額	関税の課税標準 となるべき価格	原産地	_	適用
			(輸入申告数量)	単価	金額	単価	金額					22/13
1			M/T	円	円	円	円	円	円			
2			M/T	円	円	円	円	円	円			
3			M/T	円	円	円	円	円	円			
4			M/T	円	円	円	円	円	円			
5			M/T	円	円	円	円	円	円			

担保区分 □特定担保 □根担保 (担保番号: )	納付方法	□担保金充当	□個別納付	□個別納付(延長)	□一括納付	
--------------------------	------	--------	-------	-----------	-------	--

# 指定糖の買入れ及び売戻し承諾書

申込者

名 称

役職・氏名

上記申込書のとおり承諾します。

この承諾書を交付することにより指定糖売買要領の定めるところによる買入れ及び売戻しの契約が成立しました。 独立行政法人農畜産業振興機構 理事長

(注) 電磁的記録で交付する場合、電子署名をもって理事長印に代えるものとする。

承諾番号

年 月 日



#### 輸入異性化糖等売渡し及び買戻し申込書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

通知者 名 称

輸入申告者 氏名(名称)

申込者 住所 名称 役職・氏名

印

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、下記により輸入異性化糖等を売渡し、かつ、買戻したく、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び輸入 異性化等売買要領を了知のうえ所定の書類を添えて申し込みます。なお、本承諾書交付後に、承諾書の内容と輸入許可等の内容と異なった場合は、売渡し及び買戻 しの契約の変更が必要となることについて了知します。

記

異性化糖 平均供給価格	異性化糖 標準価格	左の価格の 適用期間	輸入申告をする税関名 (支署又は出張所)	輸入申告年月日	輸入申告番号	保税地域 (コード)	売買差額合計
		月 日から 月 日まで		平成 年 月 日			円

	種類 統計品目番号		松1中生粉具	売渡価額		買戻価額		売買差額	_	原産地	_	適用
	俚規	机司四日省分	輸入申告数量	単価	金額	単価	金額		_	<b>原</b> 医地	_	適用
1			M/T	円	円	円	円	円				
2			M/T	円	円	円	円	円				
3			M/T	円	円	円	円	円				
4			M/T	円	円	円	円	円				
5			M/T	円	円	円	H	円				

担保区分	□特定担保		納付方法	□担保金充当	□個別納付	□個別納付(延長)	
3-2711-23	□根担保 (担保番号:	)	111111111111111111111111111111111111111		_ i_2 3/11 11 1		2 10/11/11

#### 輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し承諾書

申込者

名 称

殿

役職・氏名

上記申込書のとおり承諾します。

この承諾書を交付することにより輸入異性化糖等売買要領の定めるところによる買入れ及び売戻しの契約が成立しました。

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長

(注) 電磁的記録で交付する場合、電子署名をもって理事長印に代えるものとする。



#### 輸入加糖調製品売渡し及び買戻し申込書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

> 輸入申告者 氏名 (名称)

申込者 住所 名称

役職・氏名

印

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、下記により輸入加糖調製品を売渡し、かつ、買戻したく、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び輸入 加糖調製品売買要領を了知のうえ所定の書類を添えて申し込みます。なお、本承諾書交付後に、承諾書の内容と輸入許可等の内容と異なった場合は、売渡し及び買 戻しの契約の変更が必要となることについて了知します。

記

加糖調製品糖 平均輸入価格	平均輸入価格の適用期間	輸入申告をする税関名 (支署又は出張所)			保税地域 (コード)	売買差額合計
円	月 日から 月 日まで		平成 年 月 日			円

	種類 統計品目番号		売買数量	売渡価額		買戻価額		売買差額	関税の課税標準 となるべき価格	原産地	_	適用
	性類	机計的日金万	(輸入申告数量)	単価	金額	単価	金額		となるべき価格	原生地	_	週用
1			M/T	円	円	円	円	円	円			
2			M/T	円	円	円	円	円	円			
3			M/T	円	円	円	円	円	円			
4			M/T	円	円	円	円	円	円	•		
5			M/T	円	円	円	円	円	円			

担保区分	□特定担保 □根担保 (担保番号:	)	納付方法	□担保金充当	□個別納付	□個別納付(延長)	□一括納付

輸入加糖調製品の買入れ及び売戻し承諾書

申込者

役職・氏名

上記申込書のとおり承諾します。 この承諾書を交付することにより輸入加糖調製品売買要領の定めるところによる買入れ及び売戻しの契約が成立しました。

> 独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 (印)

(注) 電磁的記録で交付する場合、電子署名をもって理事長印に代えるものとする。



## 別紙様式4

### 指定でん粉等売渡し及び買戻し申込書

平成 年 月 Н

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長

> 申込者 住所 名称 役職・氏名 印

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の規定に基づき、下記により指定でん粉等を売渡し、かつ、買戻した く、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び指定でん粉等売買要領を了知のうえ所定の書類を添えて申し 込みます。なお、本承諾書交付後に、承諾書の内容と輸入許可等の内容と異なった場合は、売渡し及び買戻しの 契約の変更が必要となることについて了知します。

記 関税割 当 統計品目 関税割当 用途 証明書番号-1 証明書番号-2 番号 平均輸入 品名 円 左の価格の適用期間 月 日 から 月 日まで 価 格 買戻価額 売渡価額 売買数量 売買差額 (輸入申告数量) 単価 単価 金額 金額 M/T 円 円 円 円 円 輸入申告をする税関名 輸入申告 平成 年 月 日 (支署又は出張所) 予定年月日 輸入申告番号 関税割当を受けた者 (限定輸入申告者) 保税地域 当該物品の使用者の名称 原産地 (コード) □個別納付 □特定担保 □担保金充当 担保区分 納付方法 □根担保 (担保番号: □個別納付(延長) □一括納付

#### 指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書

申込者

名 称

役職・氏名 殿 承諾番号

年 月 日

上記申込書のとおり承諾します。

この承諾書を交付することにより指定でん粉等売買要領の定めるところによる買入れ及び売戻しの契約が成立 しました。

> 独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 囙

(注) 電磁的記録で交付する場合、電子署名をもって理事長印に代えるものとする。

#### 連 絡 票

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長殿

税関

下記買入れ承諾書に係る指定糖等について、当関で輸入の検査を行ったところ、その輸入量(又は関税の課税標準額)が買入れ承諾書に記載された買入れ承諾数量(又は関税の課税標準となるべき価格)を超過すること等が判明しましたので、連絡します。

記

- 1 買入れ承諾書の番号
- 2 買入れ承諾数量(又は関税の課税標準となるべき価格)
- 3 輸入申告番号
- 4 税関検査により確認された輸入数量(又は関税の課税標準額)
- 5 超過数量(又は超過した関税の課税標準額)
- 6 日EU・EPA税率の不適用

# 別紙様式6

# 指定糖に係る関税の払戻し通知書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長殿

税関

下記指定糖について、関税定率法第19条第1項の規定により、関税の払戻しが行われることとなったので、通知する。

記

輸入許可書 の番号	関税の払戻しが 行われる指定糖 の数量(kg)	輸入者	買入承諾書番号	関税の払戻し先

# 別紙様式7

## 指定糖等に係る関税の徴収原因発生通知書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長殿

#### 税関

下記指定糖等について、関税定率法第 13 条第7項等の規定により、当該指定糖等の輸入の際に軽減又は免除を受けた関税の徴収が行われることとなったので通知する。

記

- 1 輸入許可書の番号及び輸入許可の年月日
- 2 用途外使用等があった年月日
- 3 関税の徴収が行われる根拠規定
- 4 関税の徴収が行われた指定糖等の数量
- 5 買入れ承諾書の番号